

## 【スライドを使用する際の注意事項】

- このスライドは、公認スポーツファーマシスト認定者などのアンチ・ドーピングの知識を身に付けた薬剤師が、薬剤師を対象にアンチ・ドーピング教育啓発を行う際に活用するための資料として、公益社団法人日本薬剤師会アンチ・ドーピング委員会が作成したものです。
- 使用者によるスライドの加工は制限しませんが、使用者の責任において実施してください。
- 加工したスライドに「公益社団法人日本薬剤師会アンチ・ドーピング委員会」の名称を掲載することはできません（スライドの該当箇所を削除してから使用してください）。スライドを抜粋して使用するだけの場合は、この限りではありません。
- 本資料中のイラストは、  
<https://www.irasutoya.com/p/faq.html>（かわいいフリー素材集いらすとや）を使用しています。

**薬剤師が知っておくべき  
アンチ・ドーピングの知識  
～地域で貢献するために～**

公益社団法人 日本薬剤師会  
アンチドーピング委員会

# ドーピングとは？ ドーピングの歴史と定義

# ドーピングの起源

「ドーピング(doping)」という単語の起源

- アフリカ南部の原住民が祭礼や戦いの時などに飲む酒“dop”から来たものとされている
- 1889年に英語の辞書に「Dope」という単語が載った  
「Dope」競走馬に用いられるアヘンと麻薬類の混合物
- “dop”が「dope」になり、当初、『興奮させる飲み物』、『麻薬』などの意味で用いられて、後に、『薬物を使用すること = ドーピング』という意味になった

参考：ドーピングとスポーツ倫理（NHK）

現在ではドーピングとは  
スポーツ選手の競技能力を高める  
ことを目的として不正に薬物などを  
使用することを指す

# ドーピングの歴史

- 1865年:アムステルダム運河水泳におけるオランダ選手の覚せい剤使用 1)
- 1886年:自転車レースで選手がドーピング（興奮剤）で死亡（フランス） 1)
- 1960年:ローマオリンピック自転車競技でヌット・E・イェンセン選手がアンフェタミン乱用でレース後に死亡 1),2)
- 1966年:サッカー、自転車競技の各世界選手権でドーピング検査が導入 1)
- 1968年:グルノーブル及びメキシコオリンピックでドーピング検査開始 1)
- 1972年:ミュンヘンオリンピック競泳でリック・デモントがドーピング陽性で金メダル剥奪（喘息治療：エフェドリン） 2)
- 1988年:ソウルオリンピックでベン・ジョンソンがドーピング陽性（アナボリック・ステロイド） 2)
- 1999年:WADA設立 1)
- 2001年:JADA設立 1)

参考：1)アンチ・ドーピングの歴史（日本アンチ・ドーピング機構）  
2)オリンピック・パラリンピックの精神 第II章 - Tokyo 2020

# ドーピングの定義

禁止物質の使用だけが  
ドーピング違反？

# 1 1 のアンチ・ドーピング規則違反

- 1 競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること
- 2 競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること
- 3 競技者による検体の採取の回避、拒否又は不履行
- 4 競技者による居場所情報関連義務違反
- 5 競技者又はその他の人が、ドーピング・コントロールの一部に不正干渉を施し、又は不正干渉を企てること
- 6 競技者又はサポートスタッフが禁止物質又は禁止方法を保有すること
- 7 競技者又はその他の人が、禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は、不正取引を企てること
- 8 競技者又はその他の人が、競技会（時）において、競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、又は、競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること
- 9 競技者又はその他の人が、違反関与を行い、又は違反関与を企てること
- 1 0 競技者又はその他の人が特定の対象者と関わること
- 1 1 競技者又はその他の人が、当局への通報を阻止し、又は当局への通報に対して報復する行為

出典：世界アンチ・ドーピング規程2021版（日本語翻訳）

# WADA禁止表 (使用禁止薬物)

**アンチ・ドーピング規程や禁止物質は  
毎年1月1日に改訂！  
前年、配布したガイドブックは  
一部訂正が必要！**

*WADA : World Anti-Doping Agency*  
1999年設立、モントリオール（カナダ）に本部がある

# 2024年禁止表国際基準

## 常に禁止される物質と方法

(競技会(時)および競技会外)

### [禁止物質]

- S0. 無承認物質
- S1. 蛋白同化薬
- S2. ペプチドホルモン、成長因子、  
関連物質および模倣物質
- S3. ベータ2作用薬
- S4. ホルモン調節薬および代謝調節薬
- S5. 利尿薬および隠蔽薬

### [禁止方法]

- M1. 血液および血液成分の操作
- M2. 化学的および物理的操作
- M3. 遺伝子および細胞ドーピング

## 競技会(時)に禁止される物質 と方法

### [禁止物質]

- S6. 興奮薬
  - A. 特定物質でない興奮薬
  - B. 特定物質である興奮薬
- S7. 麻薬
- S8. カンナビノイド
- S9. 糖質コルチコイド

## 特定競技において禁止される 物質

- P1. ベータ遮断薬

参考：世界アンチ・ドーピング規程2024年禁止表国際基準

# I 常に禁止される物質と方法（1）

## 【禁止物質】

- S0. 無承認物質（臨床開発中の薬、デザイナードラッグ等）
- S1. 蛋白同化薬（筋肉増強作用）
- S2. ペプチドホルモン、成長因子、関連物資および模倣物質  
（エリスロポエチン、成長ホルモン等）
- S3. ベータ2作用薬  
（吸入サルブタモール、吸入ホルモテロール、吸入サルメテロール、吸入ビランテロールは用法用量を守り使用する限りは禁止されない）
- S4. ホルモン調節薬および代謝調節薬  
（アロマターゼ阻害薬、選択的エストロゲン受容体調節薬(SERMs)）
- S5. 利尿薬および隠蔽薬  
（禁止薬物の排泄を低下させる、尿検体中の禁止物質を隠蔽する、および血液パラメータを変化させる物質、等）

# I 常に禁止される物質と方法（2）

## 【禁止方法】

### M1. 血液および血液成分の操作

（血液ドーピング・酸素供給を人為的に促進すること  
「酸素自体の補給は除く」）

### M2. 化学的および物理的操作

（尿検体のすり替え、および12時間あたりで100mLを超える点滴）

### M3. 遺伝子および細胞ドーピング

（何らかの作用機序によってゲノム配列および/又は遺伝子発現を変更する可能性がある核酸又は核酸類似物質の使用。以下の方法が禁止されるが、これらに限定するものではない：遺伝子編集、遺伝子サイレンシングおよび遺伝子導入技術。正常なあるいは遺伝子を修飾した細胞の使用。）

## II 競技会(時)に禁止される物質と方法

Iに加えて以下の分類は競技会(時)において禁止される。

### 【禁止物質】

#### S6. 興奮薬

A 非特定物質 (アンフェタミン等)

B 特定物質 (エフェドリン等)

#### S7. 麻薬 (ヘロイン、モルヒネ、フェンタニル等)

#### S8. カンナビノイド (大麻に含まれる生理活性物質や合成カンナビノイド)

#### S9. 糖質コルチコイド (全身的治療はすべて禁止、治療のためにはTUE必要)

### Ⅲ 特定競技において禁止される物質

#### 【禁止物質】

#### P1. ベータ遮断薬

( $\beta 1$ アドレナリン受容体への刺激を遮断し、血圧降下を促進、集中力が重要な競技であるアーチェリー、自動車、ビリヤード、ダーツ、ゴルフ等) において禁止されている)

# 濫用物質

2021世界アンチ・ドーピング規程第4条2.3項に準拠して、濫用物質はスポーツの領域以外において社会で頻繁に濫用されるため特定される物質である。以下は、濫用物質として指定される：

コカイン、ジアモルヒネ（ヘロイン）、メチレンジオキシメタンフェタミン（MDMA/“エクスタシー”）、テトラヒドロカンナビノール（THC）。